

第23 危険物製造所等の保有空地等における植栽

1 植栽要領等

(1) 植栽可能場所

保有空地等の植栽可能場所は、次に定める場所以外の場所とする。

なお、植栽可能場所のうち、表 3-23-1 に掲げる場所以外の場所については、特段の植栽制限はしないものとする。

ア 消防水利の周辺で、消防車両の取水障害となる場所

イ 消防活動上必要な道路、通路等及び危険物製造所等の出入口の周辺

ウ 敷地内に設けてある防災用の標識の視認障害となる場所

エ 危険物製造所等、消防用設備等の維持管理上必要な場所

オ その他消防長が火災予防上、延焼防止又は消防活動上支障となると認める場所

(2) 植栽の種別

ア 芝生等とは、芝生、クローバその他これらに類するものをいう。

イ 低木とは、おおむね 1 メートル以下の高さで、常緑のツツジ、サツキその他これらに類するものをいう。

ウ 中木とは、将来おおむね 1 メートルから 5 メートルまでの高さとなる常緑広葉樹で、ツバキ、サザンカその他これらに類するものをいう。

エ 高木とは、将来おおむね 5 メートル以上の高さとなるクスノキ、シイノキその他これらに類するものをいう。

(3) 植栽要領

図 3-23-1 から図 3-23-4 までによることとする。

なお、植栽にあたっては、根が危険物製造所等へ影響するおそれがある場合には、石、レンガ、コンクリート等による防護措置をするものとする。

(4) 維持管理

植栽された樹木については、火災予防上、延焼防止上又は消防活動上の支障とならないよう維持管理するものとする。

維持管理の高さは、おおむね次のとおりとする。

ア 低木 1 メートル以下

イ 中木 5 メートル以下

2 手続き

表 3-23-1 に掲げる場所の植栽については、事前に配置図等を提出させ、火災予防上、延焼防止上又は消防活動上の支障のないことを確認し、図面に受付印を押印するものとする。

3 既存の植栽の取扱い

既存の植栽については、植栽の変更等の機会にできるだけ 1 に示す植栽要領等に適合するよう指導するものとする。

表 3-23-1 保有空地内等の植栽要領

区分		場 所		植 栽 の 種 別				条 件 等
				芝生等	低 木	中 木	高 木	
保有空地内	製造所 一般取扱所 屋内貯蔵所等 (注2)	建築物・施設	出入口周辺(左右1m以上)	○	×	×	×	構内道路より出入口に至る通路部分は植栽できないものとする。 (図3-23-2参照)
			開口部周辺(左右1m以上)	○	△	×	×	低木は開口部の高さ以下かつ1列とすること。
			その他	○	○	○	×	周辺にホース延長可能な幅を有すること。 (図3-23-2参照)
	屋 外 タンク 貯蔵所	防油堤及び防油堤内	○	×	×	×	防油堤内の芝生等は常緑のものに限ること。	
		防油堤に面する配管敷設部分等の空地	○	△	△	×	低木及び中木(原則1列)は防油堤の高さ以下とすること。(図3-23-3参照)	
		保有空地最遠部周辺	○	○	○	×	保有空地の10分の1以下の範囲とするが、空地内の隊員の移動は、可能であること。	
	屋 外 貯蔵所	出入口周辺(左右1m以上)	○	×	×	×		
		その他	○	○	×	×		
	保有空地以外	配・管	配管周辺	○	△	×	×	低木は点検等維持管理上支障とならない範囲に植栽できる。
		給油取扱所 (注3)	防火塀付近	○	○	△	×	中木は防火塀の高さ以下かつ1列とすること。 (図3-23-4参照)
通気管周辺			○	△	×	×	低木は通気管周辺1m以内を除く。	
計量機周辺			○	△	×	×	低木は固定給油設備ホース全長に応じて周囲一定範囲内及び固定注油設備周辺1m以内を除く。	
事務室等周辺			○	○	×	×		
地下タンク貯蔵所	直上部 (注4)	○	×	×	×			

(注1) ○は可、△は状況により可、×は不可を示す。

(注2) 建築物の延べ面積が30㎡以下のものは、低木及び中木の植栽制限がないものとする。

(注3) 給油空地は植栽できないものとする。

(注4) 周辺部については、植栽制限がないものとする。

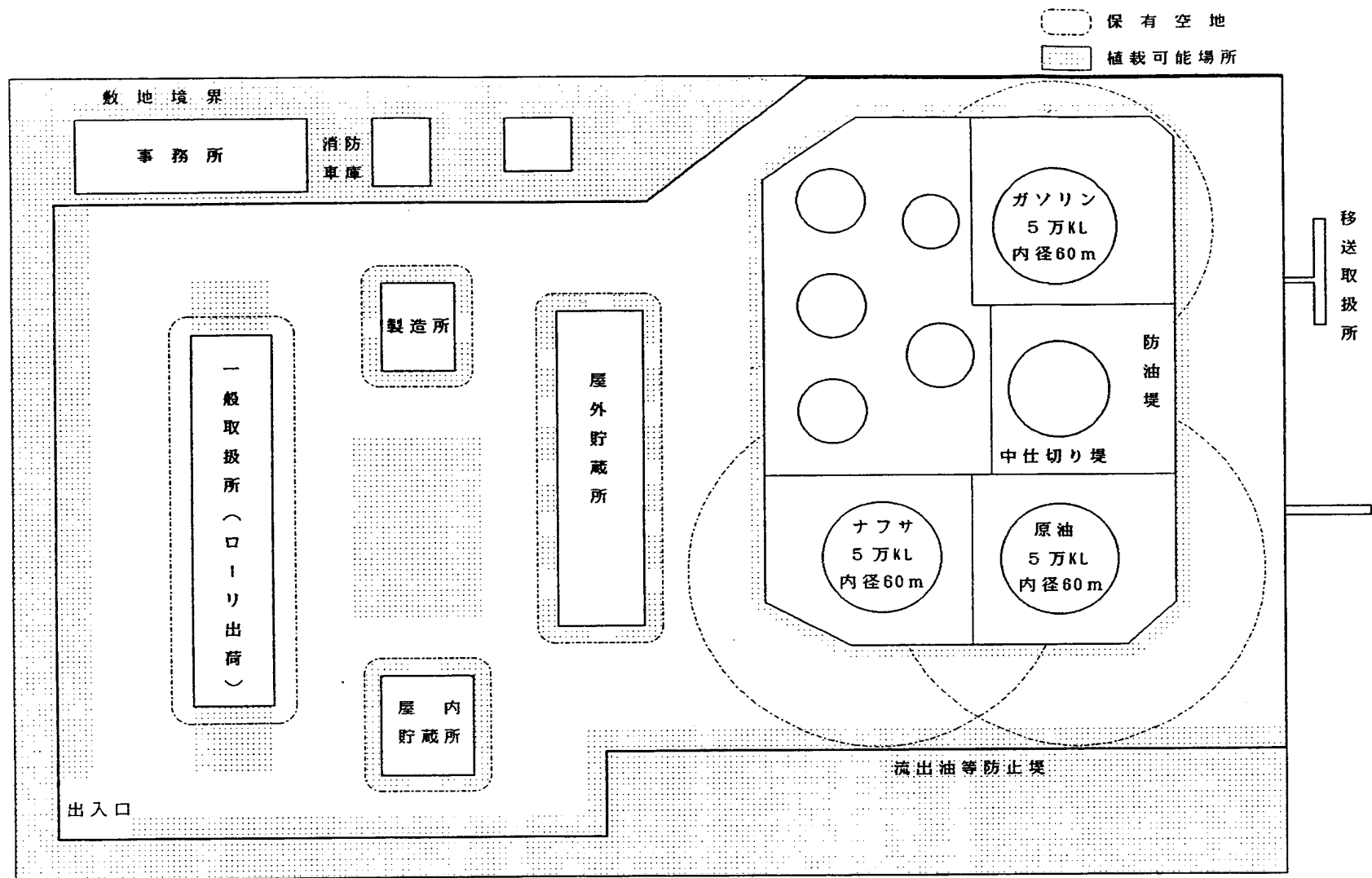


図3-23-1 事業所敷地内植栽可能場所

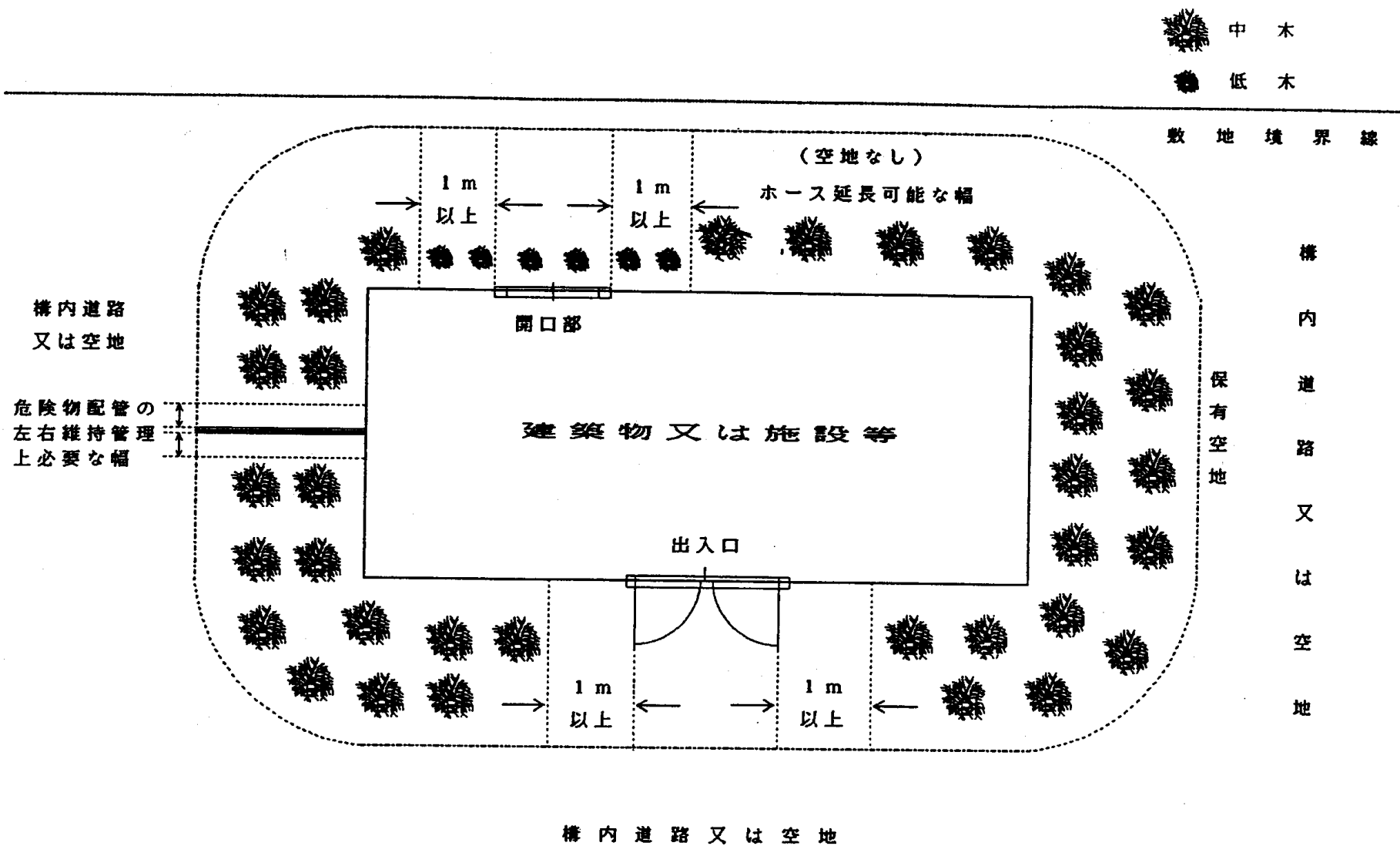


図 3-23-2 製造所・一般取扱所等の植栽要領

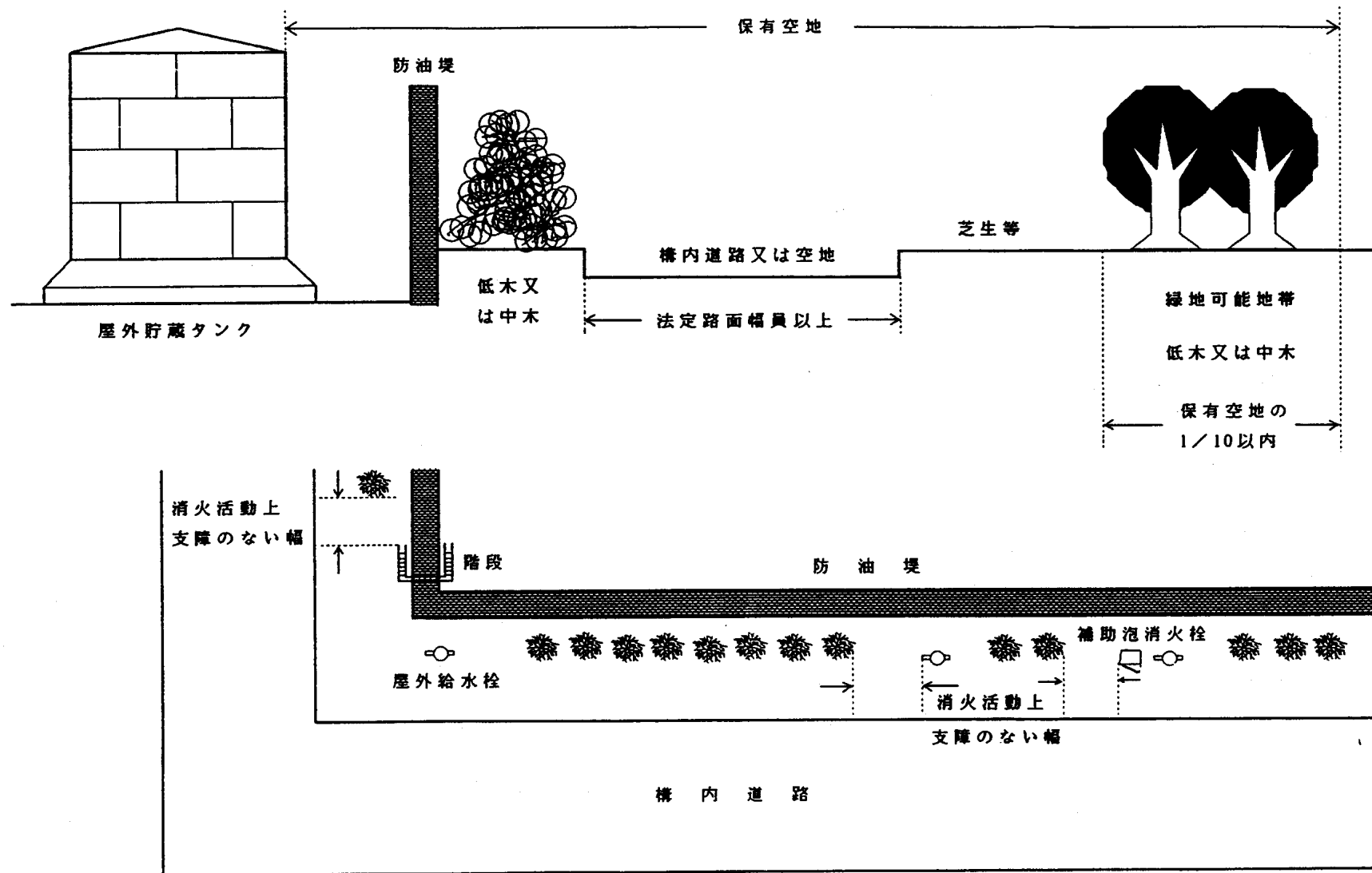


図3-23-3 屋外タンク貯蔵所の植栽要領

給油取扱所の植栽要領

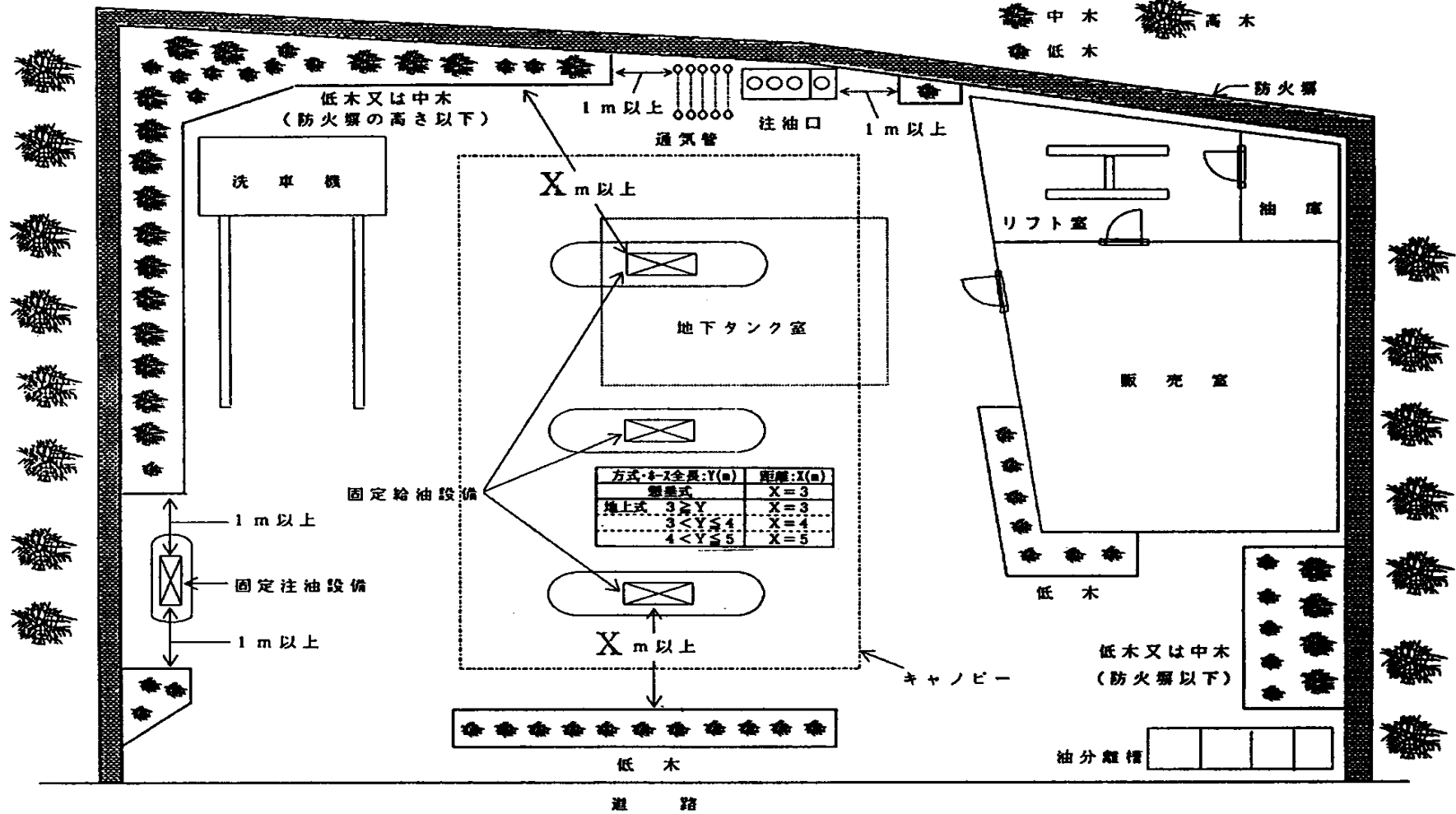


図 3-23-4 給油取扱所の植栽要領